

先導物質化学研究所動物実験委員会内規

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学動物実験委員会規程(平成16年度九大規程第195号)第4条第2項の規定に基づき、先導物質化学研究所動物実験委員会(以下「委員会」という。)の具体的な任務、組織、議事の手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 実験動物の適正な飼養保管に関すること。
- (2) 動物実験計画の立案に関すること。
- (3) 動物実験の実施等に係る指導、助言に関すること。
- (4) 自己点検、評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 所長
 - (2) 九州大学動物実験規則(平成26年度九大規則第129号)第9条に規定する部局動物実験主任者
 - (3) 分子集積化学部門の教員から選ばれた者 1人
 - (4) 筑紫地区の教員のうちから選ばれた者 1人
 - (5) 伊都地区の教員のうちから選ばれた者 1人
 - (6) その他委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第3号から第5号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を主宰する。
- 6 委員会に副委員長を置き、委員長の指名により定める。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の審査には加わらないものとする。

(議事)

第4条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(専門委員会等)

第6条 委員会に、特定の事項を調査・検討させるため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、筑紫地区庶務課研究協力係において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この内規は、平成18年5月18日から施行し、平成18年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成19年3月15日から施行し、平成19年1月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成20年6月19日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成25年5月28日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。